

岩手県告示第143号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生を予察するため、次のとおり検査を実施する。

令和7年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施の目的 アカバネ病の発生予察
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - （1）家畜の種類 牛
 - （2）家畜の範囲 2の区域内で飼育する牛でアカバネ病の発生を予察するため家畜保健衛生所長がアカバネ病の検査をする必要があると認めた牛
- 4 実施の期日及び場所 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- 5 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査
- 6 手数料 徴収しないものとする。